三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県多久市西多久町大字板屋一〇四八九、北多久町大字多久原四五五の三、四五五の七、四六六、四六七、南多久町大字花祭五〇八、五〇一二、五〇三三、五〇六八の一から五〇六八の二五まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町厳木字万造三二九の一、三二九の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山馬川字生木七七七の二、七八一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県西松浦郡有田町南原字上迎原甲五九八の一（次の図に示す部分に限る）、甲六〇六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市北波多稗田字中松尾二〇三六の一、二〇三六の九、二〇三六の一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津字戦場一五四五の一五、一五四五の二七、一五四五の三〇、一五四五の三一、一五四五の三三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び吉野ヶ里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県神埼市脊振町広滝字川頭三九八五の三〇、三九八五の三一、四〇〇八、四〇一四、字大東三八九三の一〇六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び神埼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長崎県長崎市北陽町八三〇の八六、八五五、八五七、八六五の一、八六七の一、八六八の一、八六九、八七一、八七二、八七三の一、八七四、八七五の一、八七六から八七八まで、八八〇の一一二、九二〇、九二一、九二二の一、九二二の三、九二二の四